

このリメインサイトは、

昨年度の習志野市の財務資料の広報、報告です。

今年度は、1-15 広報で公表ですが、形式的、型通りの報告です。

昨年コメントにどう答えているのか気になって振り返ってみました。



習志野にとっては重大な施設再生事業について、しっかりと行政経営の観点から評価し、今後の施策の指針としたのでしょうかね。

同様に、市の外郭団体である文化ホール等(他スポ振、社福、商工会議所、開発公社等)に係る事業評価(新しい会計に基づく)の連結決算データについても公表してほしいですね。

例年、アニュアルレポートが公表されていますが、通常のアカウンティングとして一般化されていません。

今後、新しい財務諸表の活用について、専門委員会の答申が出されていますが(HP参照)、マクロ的な評価にとどまっています。

今後抱える諸政策(施設再生事業、文化ホール再建等)を推進する上での事業評価は、今後の都市経営、まちづくりにとって大変重要な指標になるはずです。

全国に先駆けて地方公会計に取り組む本市です。最適化されたデータを公表していただきたいと思いますね。

昨年コメントの一部をコピーしました

公会計の推進を果たそう

簿記の原理(取引→記録→仕訳→計算→決算)の理解を

市行政の財務システムを、特に公会計改革に依拠したシステム(統一的な基準)に置き換えて、公表データの解析ができれば、すなわち事業別・施設マイナンバー付与システム(セグメント会計別)によるデータの分類集計、そして解析ができれば、「公会計改革」の意味が正しく理解できます。

すなわち、

市の歳入歳出システム(従来収支会計)を

資産ベースの計算書(BS)と事業活動における収支計算(PL)、資金繰の(CF)の財務書類に、読み替えているに過ぎません。

それは、資金執行について新たな分類概念で集計し直したもの、と理解すればいい。

例えば、文化ホールの財務諸表がわかりやすい事例になります。

正確には、行政の文化ホール事業と委託事業(指定管理)となっている法人の財務書類(公益法人の財務諸表)の連結決算により、作成された資料です。

従来会計から、資産をベースとした貸借対照表と事業活動の収益会計から財務諸表が調製され、

初めて客観的な行政経営としての文化ホールの経営実態が詳らかになるものです。

その簡略版づくりでしょうか。

ですから、施設をベースとした事業はみんな「公会計の手法」で解析できるようになるので

す。

すでに開始(予算)の書類はあると思うのですが、

「大久保のプラッツ」は、従来のマクロ的な財務書類での事業説明ではなく、プラッツの資産実態を明確にし、事業展開が明らかになる令和 2 年度を終了してはじめて、その経営にかかる事業評価ができるようになります。

今のプラッツの事業・予算は、財政健全化、経常収支比率改善の視点から作成されていますので、事前にバイアスがかかります。

その執行データが固まる時点(令和 2 年度決算)を待つ

客観的な経営の評価は、決算が済まないとは評価は、できません。

平成 29 年度からの債務負担行為予算の資本的支出、固定資産台帳に基づく固定資産評価と

令和 2 年度から本格的に稼働する運営管理の委託事業と社会教育事業として執行される(学級・講座・集会事業は資本的・投資的事業)本来

的な事業から、新たな事業会計に基づく財務書類の調製となります。

正味財産増減内訳書の調整が必要です。

しかし、施設提供にサービス事業展開の施設管理事業と専門職員による社会教育事業(行政戦略)を一体としては捉えられていない、経営組織の統合実態がなされていない。のではないか？

しかし、それをきちんと整理し、

それを、十分に分析し、償還年度末までの経営戦略化を図り、次年度への予算書作成に反映していく必要があります。←客観的な経営実態

に基づく経営化(管理会計)が図られます。

今回発行の財務報告書(アニュアルレポート)のプラッツ事業についての解説では、マクロ的な論述で、事業別セグメント別の論点が不明なレ

ポートだと思われました。←正味財産増減内訳書

今年のバランスシート探検隊報告レポートから

さらに、千葉大の大塚先生のノートより、とても参考となる資料です。

公会計改革に基づく行政対応を

しっかりと解説しております。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000630961.pdf

最後の表は、圧巻です。

習志野文化ホール(公益法人)の正味財産増減内訳表(公益事業・収益事業・管理一般)を参考に、当該事業区分を社会教育事業、指定管理事業(運営・管理)、その他の事業と区分した。

社会教育事業は、法に基づく事業である。

この図表が曖昧な事業区分をしっかりと説明していることを理解しさえすれば

公会計改革については、修得になるでしょう。

しかし、正味財産増減内訳書による説明が必要ですね

PFI 手法について

PFI とは、Probate finance institute のことで、民間資金を活用した社会資本整備を指します。

公共施設の整備や運営を民間セクターに委ね、その資金やノウハウを活用する手法です。従来は、国や地方公共団体などが担っていた公共事業を、民間が主導権を持って維持管理まで一貫して行い、より効率的で良質な公共サービスの提供を目指す手法とされます。

PFI 方式は 1990 年代に「小さな政府」を標榜した英国で財政改革の一環として導入されました。

日本でも 99 年に、いわゆる PFI 法が制定され、導入が広がりました。

習志野市でも、大久保の施設再生事業において同手法が導入されている。

今後の課題としては、大久保施設再生事業を、公会計改革に基づき(民間負債資本→民間出資資本)、経営的な指標(CF に依拠した運営)に基づき、しっかり実態を捕まえ(決算→財務諸表化)、

すなわち、施設運営を経営化した市民サービス事業に移行すべきです。

また、続く文化ホールの再建設においても、同手法が導入されることが、研究、検討されなければならないであろう。

大久保の PFI 手法(民間からの負債資本)をそのまま移行するのではなく、しっかり検証し、新たな時代状況の中で、高度な PFI 事業を志向する中、新たな習志野市にふさわしい公共事業手法を提案すべきでしょうね。

投資家(=市民)向け広報 IR が重要

IR (investor relations)とは、企業が株主などに対し業績の動向など、投資判断に必要な情報を提供する活動のこと。

証券取引所やホームページ等の情報開示、各種説明会や施設見学会等の開催などがある。

制度的開示にとどまらず、企業が自主的に行う情報開示が IR で、企業にとって都合の悪い情報も積極的に開示する責任がある。

習志野市公共施設再生審議会(第 3 期)提案書 2022-2-1

(習志野市ホームページを参照してください)

<https://www.city.narashino.lg.jp/.../ks.../teigensyo.pdf>

公共施設等再生推進審議会 (第 3 期)

公共施設等再生推進審議会 (第 3 期) では、本市が進める公共施設再生の取組みの更なる推進に向け、統一的な基準に基づく地方公会計の適切かつ効果的な活用策について、令和 2

年7月6日の第1回会議から令和3年8月4日の第4回会議まで議論いただきました。

この度、提言書が完成し、令和4年2月1日に審議会から宮本市長に本提言書が提出されました。

今後は、本提言書を受け、市において公共施設マネジメントの更なる進展と地方公会計の有効活用に向けた取組みを進めてまいります。

提言書 (PDF : 956KB)

提言書 (参考資料編) (PDF : 9,750KB)

提言書提出式の様子 (前列左から吉田委員、小林会長、宮本市長、大塚副会長、國友委員、後列左から小暮委員、西尾委員)

議事録

令和3年度第1回公共施設等再生推進審議会 議事録 (PDF : 590KB)
資料

次第 (PDF : 57KB)

資料 1-1 提言書 (案) (PDF : 959KB)

資料 1-2 提言書参考資料編 (案) (PDF : 9,751KB)